

# 平成二十六年第一回関東学生法律討論会

## 【学内予選のお知らせ！】

### ・法律討論会とは！

討論会ごとに、持ち回りの大学の教授が法律に関する問題を出題し、その問題に対して、出場者(=論者)が自分なりの解答(=論旨)を作成、会場においてその論旨を10分以内で発表し(=立論)、その後10分間の質疑応答時間が与えられるので、他の論者やその他の参加学生が、立論に対して質問をするという形式となっており、論旨の内容と質問に対する応答をもとに、審査員の先生方に採点していただき、それに基づいて順位が決まります。

参加大学は明治大学、早稲田大学、慶應義塾大学、中央大学、立教大学、日本大学、専修大学、駒澤大学の八大学となっています。

また、この討論会において、優秀な成績を収めた明治大学の学生には、明治大学法学部より「学部長賞」が与えられます。この「学部長賞」は法科大学院へ進学する際に加点ポイントとなり、法科大学院入試を有利にすることができます。また、これは立論の部、質問の部それぞれに「立論賞」、「質問賞」として設けられています。

### 【本選詳細】

- ・日程：6月7日(土)
  - ・会場：中央大学多摩キャンパス
  - ・出題分野：民法
  - ・出題者：出題者 中央大学大学院法務研究科 古積 健三郎
- ※本選の開始時間等の詳細は後日ご連絡いたします。

今回の問題はこちら！

平成二十六年第一回関東学生法律討論会問題

科目：民法

以下の【事実】に関して、後記の【設問】に答えなさい。なお、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」は考慮しないものとする。

【事実】 Aは、不動産販売等を事業とする株式会社であり、取引先の建設会社が建築する住宅等を販売することを主な営業方法としていた。平成25年2月、Aは甲土地上新築する住宅を販売する計画を立て、甲土地をその所有者から

買い受ける契約を結び、甲土地およびその上の新築建物の購入者を募集する広告を出した。平成 25 年 2 月 5 日、A は、建設会社 B との間で、注文者を A、請負人を B とし、工事報酬額 1500 万円で居住用 2 階建ての木造建物（以下では「乙建物」という）を甲土地上に建築するという工事請負契約を締結し、直ちに甲土地は B に引き渡された。乙建物は平成 25 年 6 月 14 日までに完成し、その翌日に甲土地および乙建物は B から A に引き渡された。他方で、平成 25 年 4 月 28 日、A は、募集広告を見て購入を申し出てきた C との間で、代金 4000 万円で甲土地および乙建物を売り渡す契約を結んだ。契約締結に際して、A の担当者は C に対し、乙建物は目下 B によって建築されているが、6 月中旬には完成する予定であることを伝えつつ、その基本的構造、内部の区画および内装の詳細について乙建物の図面を示しながら説明していた。平成 25 年 6 月 30 日、C は、甲土地および乙建物の登記手続きと引き換えに代金 4000 万円を A に支払い、A から甲土地および乙建物の引渡しを受けた。この際、A は B に対する乙建物の工事報酬債務を完済した。ところが、平成 25 年 11 月 30 日、乙建物の 2 階の天井の一部が突然崩落し、付近にいた C に崩落物が衝突する事故が発生し、C は頭部等に全治 2 か月の重傷を負い、3 週間余りの入院を余儀なくされた。崩落した天井部分の裏は収納スペースになっていたため、C がそこに荷物を置いていたところ、荷物とともに天井板が崩落したのだが、C は指定された制限重量を超える荷物は置いていなかった。その後の調査で、天井裏を収納スペースとするのに必要な支柱や板の接合工事が十分でなかったことが判明した。B は、当該天井部分を含めた乙建物の内部の工事を D 工務店に委託していたが、D 工務店は、現段階では経営状態の悪化のために事実上倒産している。

**【設問】**

- (1) C は、A に対し、崩落事故による負傷について、損害の賠償を請求することができるか。
- (2) A は、B に対し、C の負傷についての損害額に相当する金額の賠償を請求することができるか。

出題者 中央大学大学院法務研究科 古積 健三郎

**・学内予選とは！**

明治大学では各討論会において、明治大学の代表論者を決める学内予選を開催しております。これは法学会が主催しているものですが、三年生以下の法学

部生であれば誰にでも出場資格があります。この機会に是非出場を検討してみてください。また、論者としてではなくても、質問希望の方や見学希望の方もお気軽に会場へお越しくださいませ。

### 【学内予選詳細】

- ・日程：5月17日(土)
- ・会場：明治大学駿河台キャンパス リバティータワー1114教室
- ・審査員： 明治大学法学部准教授 亀田浩一郎先生
- ・開場：12時30分
- ・開会：13時00分

※会場へお越しの際はスーツ着用をお願いします。

### 【申込要項】

- ・参加資格：明治大学法学部在籍の3年生以下の学生
- ・応募期限：5月10日(土)正午まで
- ・応募方法：法学会の担当者へ出場する旨を連絡
- ・担当者：明治大学法学会 関東学生法学連盟部  
責任者 原田浄良 メール：[kiyora0425@gmail.com](mailto:kiyora0425@gmail.com)

### 注意事項

- ・多数の予選出場希望者がでた場合、出場希望者全員分の立論及び質疑応答の時間が確保できない可能性があります。その場合は、審査員の先生による論旨審査を行い、予選出場者を制限させていただきます。
- ・論旨審査の実施の有無に関しましては、予選2週間前に予選出場希望者が揃いましてから、ご連絡致します。
- ・上記のように論旨審査を行う場合、審査は予選当日の午前中に実施いたします。
- ・その論旨審査の結果、予選論者として論壇に立てる方を3名程度に選抜いたします。
- ・論旨審査の結果は当日12時30分には発表致します。審査の結果で残念ながら立論の対象にならなかった方も、予選においての立論者への質問、予選会後の審査員の先生との勉強会にはぜひご参加下さいませ。
- ・

◎討論会についてのご質問等ございましたら、上記連絡先にお気軽にご連絡ください。

以上

